弁護士 山下江の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第23回

独占禁止法について（3）

不公正な取引方法（続き）

禁止されている「不公正な取引方法」の主要な類型について、前号に続き、述べていきます。

排他条件付取引

自社の商品と競合する商品（競争者の商品）は取り扱わないことを条件として取引することを言いますが、特にメーカーが卸売業者や小売業者に対して自社の製品だけと扱わせることを「専売制」と言います。

この場合すべてが違法となるのではなく、市場における有力なメーカーが流通業者に対し、競争品の取り扱いを禁止することによって、（メーカーの）新規参入者や既存の競争者が代替的な流通経路を容易に確保することができなくなるおそれがある場合に違法となります。

なお、「市場における有力なメーカー」というのは、一般的には、当該市場でのシェアが10％以上または順位が上位3位以内であることが一応の目安とされています。以下同様です。

再販売価格維持行為

メーカーなどが自社商品の小売り価格（メーカーから見ると再販売するときの価格）を定めて、取引先の小売業者にその価格で販売させることを「再販売価格維持行為」と言います。

メーカーが設定する小売希望価格が、流通業者・小売業者に対する単なる参考として示されている限りは違法となるものではありません。しかし、メーカーが何らかの人為的な手段によって、流通業者・小売業者による販売価格を実質的に拘束しているような場合は違法となります。

例えば、メーカーが示した価格で販売しない場合に、流通業者・小売業者に対し、経済上の不利益を課したり、課すと示唆する場合は、実質的な拘束があり、再販売価格維持行為として違法になります。

ただし、書籍、雑誌など一定の商品に対しては例外もあります。

拘束条件付取引

メーカーと販売業者との商品販売契約において、メーカーが販売業者の事業活動について、販売価格以外について、条件をつけて取引することを「拘束条件付取引」と言います。

販売業者に対して課される条件としては、①販売地域の制限、②販売先の制限、③販売方法の制限の3つがあります。

これらは、直ちに独占禁止法違反となるものではなく、以下の場合に違法となります。

①販売地域の制限

市場における有力なメーカーが流通業者に対して一定の販売地域を割り当て地域外での販売を制限したり、地域外の顧客からの求めに応じた販売を制限することにより、当該商品の価格が維持されるおそれがある場合に違法となります。

②販売先の制限

例えば、メーカーが卸売業者に対して、安売りをすることを理由に、販売先である小売業者への販売をさせないというような場合に違法となります。

③販売方法の制限

商品の説明販売の指示、宅配の指示、品質管理条件の指示などについては、商品の安全性の確保、商標の信用性の維持など合理的な理由が認められ、かつ、他の販売先小売業者にも同等の条件が課されている場合には、問題はありません。

しかし、販売方法の制限に違反した小売業者のうち、安売りを行う者に対してのみ不利益を課すなど、販売方法の制限を隠れみのにして、小売価格、販売地域、販売先等の制限を課している場合には違法となります。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office　広島弁護士会所属
山下江　検索　企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com
まずはお気軽にお電話下さい
相談予約専用フリーダイヤル　なやみよ まるく
携帯・PHS OK　0120-7834-09
予約受付：平日9時～20時、土曜10時～17時
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階　広電白島線縮景園前徒歩1分
TEL 0570-008450　FAX 0570-008455　アーバンビューグランドタワー隣
中四国最大！弁護士20名、相続アドバイザー3名
所属弁護士　所長・山下江／副所長・田中伸／柴橋修／稲垣洋之
山口卓／笠原輔／加藤泰／片島由賀／西丸洋平／齋村美由紀
山本淳哲／上土井幸始／城昌志／蔦尾健太郎／山本靖子
松浦亮介／粟井良祐／榎本紀子／新名内沙織／久井春樹
✓契約書　✓債権回収　✓労務問題
✓知的財産　✓倒産・再生　✓顧問契約
機動力と総合力で企業トラブルを解決します
◆相談料：30分 5,000円　◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています　◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中！